平成14年７月12日　制　　定
平成18年６月14日　一部改定
平成21年11月２日　一部改定
平成29年４月１日　一部改定
令和5年10月24日　　一部改正

国土交通政策研究所研究評価実施要領

１　対象

国土交通政策研究所（以下「研究所」という。）が実施する個別の調査研究の評価について定めるものである。

２　評価の目的

研究所の実施する調査研究の評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に準じ、「効率的かつ効果的な調査研究の実施」及び「調査研究の質の向上を図ること」並びに「国民に対する説明責任を果たす」ことを目的とする。

３　評価の種類

調査研究の評価の種類は以下のとおりとする。

（１）事前評価

各年度の調査研究案件について、当該年度の目標、調査研究内容・実施方法等について評価し、評価結果を当該調査研究に反映させる。

（２）事後評価

調査研究の実施後、成果を公表する前に、当該調査研究の内容及び成果を評価するとともに、当該評価結果を事後の調査研究に適切に反映させる。

４　評価対象

調査研究の評価対象は、３に掲げるもの毎に以下のとおりとする。

（１）事前評価

各年度の研究所の予算決定概要に記載する調査研究案件。

（２）事後評価

調査研究報告書を発行する予定の調査研究案件。また、中間報告書にあっては、その内容に応じて判断するものとする。

5　評価に関係する組織

調査研究の評価に関係する組織は以下のとおりとする。

（１）国土交通政策研究所調査研究評価委員会（以下「調査研究評価委員会」という。）

研究所の実施する調査研究に関して、研究所基本方針との適合を中心としつつ、政策ニーズや研究所の運営等の観点から内部評価を行う組織。事前・事後評価全般を所掌する。

メンバーは以下のとおりとする。

委 員 長　所長
副委員長　副所長
委　　員　総括主任研究官（２）、研究調整官（２）
　　事務局長　総務課長

（２）外部専門家・有識者

当該調査研究分野にかかる外部専門家・有識者から、調査研究の方針、実施方法、内容、結果等について、専門的、学術的観点からの意見を聴取する。

6　評価方法等

（１）評価方法

調査研究評価委員会：

調査研究担当者が、事前では調査研究計画の概要に係る資料、事後では調査研究の報告書又はこれに類するもの（以下「報告書等」という。）及び事後評価シート（別紙１）を作成し、調査研究内容等を説明する。調査研究評価委員会では、調査研究内容等の説明をもとに、合議で評価を行う。

（２）評価の項目

評価の項目は以下のとおりとする。

①調査研究の必要性・着眼点　＜事前＞

②調査研究の目標　＜事前＞＜事後＞
③調査研究の独自性　＜事前＞
④研究の内容　＜事前＞＜事後＞
⑤調査研究の仕組み　＜事前＞＜事後＞
⑥成果と活用　＜事前＞＜事後＞
⑦その他（今後の展開方向等）　＜事後＞

（３）外部専門家・有識者からの意見聴取

報告書等により調査研究の方針、実施方法、内容、結果等、当該調査研究について意見を聴取する。

７　評価結果の公表

調査研究テーマ（または候補）に関する評価結果は、原則として、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により公表するものとする。

８　その他

評価手法の向上

評価方法は、新たな知見、経験の蓄積等を踏まえ、必要に応じ改正し、研究評価の一層の向上を図るものとする。